

斜視・弱視治療用メガネ助成金のご案内

治療用のメガネ作成費用に助成金が出る場合がございます。

最大40,492円の 助成金を受け取ることができます。

9歳未満のお子様を対象です



給付対象の疾患：**弱視・斜視・先天白内障術後の屈折矯正
の為の治療用眼鏡**

※一般的な近視・遠視・乱視に用いる眼鏡などは保険適用対象外です。

※アイパッチ・フレネル膜プリズムは保険適用対象外です。

助成金最大 40,492円		健康保険	公費(子ども医療費など)
	就学児	7割	28,344円*
未就学児	8割	32,393円*	2割 8,099円

※ご加入の健康保険によって助成金額の端数が異なる場合があります。

**更新
(再作成)**

- ・5歳未満…更新前の装着期間が1年以上あること
- ・5歳以上…更新前の装着期間が2年以上あること

健康保険

申請方法

患者が全額自己負担で眼鏡を購入した後に、検査を受けた眼科医の検査確認書類を取り揃えて療養費支給申請をします。 ※詳しくは各健康保険窓口にお問い合わせ下さい。

必要書類

- ① 弱視等治療用眼鏡等作成指示書 ※後に必要な場合がある為、コピーをお取り下さい
- ② 装用後の検査結果(視力・眼位等の証明書) ※上記①に記入欄があれば不要
- ③ 購入した眼鏡の領収書(原本) ※宛名[お子様名]・但書必須[弱視(又は斜視)治療用眼鏡代として]
- ④ 療養費支給申請書 ※ご加入の健康保険申請窓口からもらい保護者が記入します
- ⑤ 銀行の口座番号と印鑑

申請窓口

加入している
健康保険によって
申請窓口が違います

- 全国健康保険協会(協会けんぽ) … 協会けんぽ各県支部又は年金事務所
- 健康保険組合(組合健保) … 勤務先の給与課・庶務課等又は健康保険組合の事務局
- 共済組合 … 勤務先の給与課・庶務課等
- 国民健康保険 … 国保の担当窓口

公費 子ども医療費 など

お住まいの自治体の公費(子ども医療費など)の対象のお子様の場合、自己負担した3割分(未就学児2割)の代金も各自治体から支給されます。 ※但し、支給上限を超えた分は自己負担となります

申請方法

各健康保険療養費の支給が決まり「療養費支給・決定通知書」が届いてからお住まいの自治体の子ども医療費などの担当窓口にお問い合わせください。

必要書類 (例)

- ① 支給決定通知書
- ② 弱視等治療用眼鏡等作成指示書のコピー
- ③ 眼鏡領収書のコピー
- ④ 健康保険証・乳幼児医療証(自治体によって名称が異なる)
- ⑤ 銀行の口座番号と印鑑

※市区町村によって違いがある場合があります。必ずご自身でご確認ください。